

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	個人住民税に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本評価書記載の特定個人情報ファイルについて、法令を遵守し、当該ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講じていることを宣言します。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

瑞穂市長

公表日

令和3年7月20日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税に関する事務
②事務の概要	<p>本市は、地方税法及び市税条例の規定に基づき、賦課期日(1月1日)において本市内に住所や事務所等を有する個人に対し、住民や事業所等から提出される申告書や給与・公的年金支払報告書等の課税資料を基に個人住民税の賦課決定を行い、通知する。</p> <p>なお、本市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①住民税課税資料(給与・公的年金支払者から提出される「給与支払報告書」「公的年金支払報告書」、住民から提出される「住民税申告書」、国税庁から提出される「確定申告書」等)の収集。 ②住民・給与支払者等からの各種申請・届出書の受理及び審査。 ③住民税課税資料を委託業者に提供し、電子データ化する。 ④電子化された住民税課税資料を市県民税システムへ取り込む。 ⑤賦課に必要な情報(生活保護・扶養情報等)の照会及び取得。 ⑥市県民税システムにより税額計算し、個人住民税の賦課決定を行う。 ⑦賦課決定情報を委託業者に提供し、税額決定納税通知書の作成及び封入・封緘作業を委託する。 ⑧事業所等へ特別徴収税額の通知及び納税義務者への納税通知を行う。 ⑨賦課決定情報に基づき、所得(課税)証明書・非課税証明書・納税証明書を発行する。 ⑩他市区町村等からの所得照会等の回答を行う。 ⑪個人住民税を賦課した納税義務者に対し、収納事務を行う。 ⑫番号法別表第2に基づき、本市は個人住民税に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。</p>
③システムの名称	・市県民税システム／・納税管理人システム／・収納消込システム／・口座システム／・宛名管理システム／・電子申告(eLTAX)システム／・国税連携システム／・住民税申告受付支援システム／・中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
・市県民税システムファイル／・納税管理人システムファイル／・収納消込システムファイル／・口座システムファイル／・電子申告(eLTAX)システムファイル／・国税連携システムファイル／・住民税申告受付支援システムファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第1 第16項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2(別表第2における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項) (別表第2における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律」が含まれる項(27の項)</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民部 税務課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	瑞穂市 総務部 総務課 〒501-0293 瑞穂市別府1288番地 058-327-4111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	瑞穂市 市民部 税務課 〒501-0293 瑞穂市別府1288番地 058-327-4112

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年1月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年1月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [<input type="radio"/>] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月13日	I 1. ②事務の概要	本市は、地方税法の規定に基づき、賦課期日(1月1日)において本市内に住所や事務所等を有する個人に対し、住民や事業所等から提出される申告書や給与・公的年金支払報告書等の課税資料を基に個人住民税の賦課決定を行い、通知する。	本市は、地方税法及び市税条例の規定に基づき、賦課期日(1月1日)において本市内に住所や事務所等を有する個人に対し、住民や事業所等から提出される申告書や給与・公的年金支払報告書等の課税資料を基に個人住民税の賦課決定を行い、通知する。	事後	・事前通知が義務付けられない(地方公共団体) しきい値判断の結果に該当しない変更事項
平成31年3月13日	I 5. ②所属長の役職名	税務課長 桑原 秀幸	課長	事後	特定個人情報保護評価指針の改正に伴うもの
平成31年3月13日	II 1. 対象人数	平成26年7月22日 時点	平成30年12月1日 時点	事後	評価の再実施によるもの
平成31年3月13日	II 2. 取扱者数	平成26年7月22日 時点	平成30年12月1日 時点	事後	評価の再実施によるもの
平成31年3月13日	IVリスク対策	項目なし	別紙のとおり	事後	特定個人情報保護評価指針の改正に伴うもの
令和2年3月25日	II 1. 対象人数	平成30年12月1日 時点	令和2年3月6日 時点	事後	評価の再実施によるもの
令和2年3月25日	II 2. 取扱者数	平成30年12月1日 時点	令和2年3月6日 時点	事後	評価の再実施によるもの
令和3年3月12日	II 1. 対象人数	令和2年3月6日 時点	令和3年1月31日 時点	事後	評価の再実施によるもの
令和3年3月12日	II 2. 取扱者数	令和2年3月6日 時点	令和3年1月31日 時点	事後	評価の再実施によるもの
令和3年7月20日	I 4. ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2	事前	番号法の改正に伴うもの